

※規則で定める基準

工作物の種類	規則で定める基準
建築物	高さ 10 メートル又は床面積の合計 200 平方メートル
道路	幅員 2 メートル
鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの	高さ30メートル
ダム	高さ20メートル
送水管、ガス管その他これらに類するもの	長さ200メートル又は水平投影面積200平方メートル
その他の工作物	高さ10メートル又は水平投影面積200平方メートル